

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定等について

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要① ※内閣感染症危機管理統括庁作成資料

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、2013年に策定**（2017年に一部改定）
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改正（令和6年7月2日閣議決定）**
「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応**できる社会を目指す
- 次の感染症危機においては、**本政府行動計画を参考**に、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、**基本的対処方針を速やかに作成**し、対応

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時から実効性のある訓練を定期的に実施**し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を**13項目に拡充。内容を精緻化**
- 特に**水際対策や検査、ワクチン等**の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理
- 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化

※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来るとも想定**して対策を整理
- 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**

※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ**※
※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

各論13項目の概要

①実施体制

- ・国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には政府対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断・実行

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施
- ・感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、国民等が適切に判断・行動
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

⑤水際対策

- ・国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を総合的に実施
- ・病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき水際対策を選択・決定
- ・状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等見直しを実施

⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施

⑦ワクチン

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、重点感染症を対象としたワクチンの研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し迅速に接種を進めるための体制整備を行う
- ・予防接種事務のデジタル化やリスコミを推進

⑧医療

- ・医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づき、都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

⑨治療薬・治療法

- ・重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む一貫した対策・支援を実施

⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う
- ・平時には機器や資材の確保、発生直後より早期の検査立上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

⑪保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して、住民と健康を保護する。
- ・都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う

⑫物資

- ・感染症対策物資等※が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成

※医薬品、医療機器、個人防護具等

⑬国民生活・国民経済

- ・感染症危機時には国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・国等は影響緩和のため必要な対策・支援※を行う

※生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等

横断的な 5 つの視点

I. 人材育成

平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要

- ・ 専門家養成コース(FETP、IDES養成プログラム)等の活用による **専門性の高い人材の育成**
- ・ 感染症危機管理 **人材の裾野を広げる取組**として、より幅広い対象(危機管理部門、広報部門等)に **訓練・研修を実施**
- ・ **地域**での人材の確保・育成
地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員等

III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要

- ・ 国と地方、行政と医療機関の **情報収集・共有・分析基盤の整備**
 - ・ 保健所や医療機関等の **事務負担軽減**による対応能力の強化
- ・ **予防接種事務のデジタル化・標準化**による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の医療DXの推進
- ・ 将来的に、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の **研究開発への活用**

II. 国と地方公共団体との連携

感染症危機対応では、国と地方公共団体の適切な役割分担が重要
(国：基本的方針の策定、地方公共団体：感染症法・特措法等に基づく実務)

- ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため
平時から **国と地方公共団体等の連携体制・ネットワーク構築**
- ・ 国から地方公共団体への **情報発信の工夫**により、
地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供
- ・ 平時から **意見交換・訓練**を実施し、連携体制を不断に強化

IV. 研究開発への支援

危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、
ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化につなげることが重要

- ・ 平時から、有事におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につなげるよう、**医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進**し、**企業等の研究開発を支援**
- ・ 初期段階から国が中心となり、**疫学・臨床情報等を収集**
関係機関での臨床研究・研究開発に **活用**

V. 国際的な連携

感染症危機は国境を越えてグローバルに広がることから、
対応に当たっては **国際的な連携が不可欠**

- ・ **国際機関**や諸外国の **政府、研究機関等と連携**
- ・ こうした連携を通じ、
 - ・ 平時の情報収集(新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知)
 - ・ 有事の情報収集(機動的な水際対策の実施、研究開発への活用)を行う

令和6年度 感染症危機管理対応訓練①

11/29（金）開催 政府対策本部訓練

感染症危機管理対応訓練（政府対策本部会合（訓練））



※内閣感染症危機管理統括庁HP資料

令和 6 年度 感染症危機管理対応訓練①

11/29（金）開催 政府対策本部訓練

11月29日、感染症危機管理対応訓練の一環として、石破総理大臣の下で初めてとなる「政府対策本部会合(訓練)」を開催し、石破 茂内閣総理大臣、赤澤 亮正大臣（感染症危機管理担当）をはじめとする閣僚等が出席しました。

昨年度は、海外で新型インフルエンザが発生したという場面を想定し訓練を実施しましたが、今年度はさらに事態が進んだ、国内で第1例目の感染者が報告された場面を想定し、政府の初動対応を確認するための訓練を行いました。

訓練においては、まず新型インフルエンザの国内発生状況について、厚生労働大臣より報告がなされました。その後、国内で発生した新型インフルエンザに対する政府の対応方針を記した「基本的対応方針」について確認・決定しました。

石破総理大臣からは、

1. 基本的対応方針に従い、関係機関と緊密に連携して患者の治療に最善を尽くすとともに、二次感染の防止に万全を期すること
2. 検疫の着実な実施、適切な情報収集、迅速な検査・治療体制等の確保、物資の確保等、感染拡大の防止に万全を期すること
3. 国民の皆様迅速かつ的確な情報提供を行い、差別・偏見や誤った情報の拡大を防ぎ、安心・安全の確保に努めること

等の指示を受けました。

また、訓練終了後、石破総理大臣から、次の感染症危機に向けて、この夏に全面改定された「[新型インフルエンザ等対策政府行動計画](#)」も踏まえ、各省の取組について、不断の点検、改善を重ね、対応に万全を期すべき、また、国と都道府県との緊密な連携を通して、迅速かつ的確な対応ができる体制を構築していくべきとの講評がありました。

今回の訓練で得られた知見や課題も踏まえながら、今後も継続して感染症危機管理対応の強化に取り組んでまいります。

※内閣感染症危機管理統括庁HP資料

令和6年度 感染症危機管理対応訓練②

11/29（金）開催 厚生労働省対策本部訓練

感染症危機管理対応のための厚生労働省対策本部訓練

- 日付： 2024年11月29日（金）
- 場所： 厚生労働省内省議室（東京都）
- 担当局： 健康・生活衛生局感染症対策部



感染症危機管理対応のための厚生労働省対策本部訓練

厚生労働省は、感染症危機管理対応のための省内対策本部訓練を開催しました。

この訓練は、海外で発生した新たな感染症が国内で確認された場合の初動対応を確認するため、内閣感染症危機管理統括庁が実施した政府対策本部訓練に合わせて、厚生労働省が、省内の初動対応の準備状況を共有し、今後の対応方針を確認するために実施したものです。

この訓練には、福岡厚生労働大臣、鰐淵厚生労働副大臣、仁木厚生労働副大臣、安藤厚生労働大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官が出席しました。

福岡厚生労働大臣は、各局に対し、政府対策本部訓練での石破内閣総理大臣からの指示内容を共有するとともに、新たな感染症が国内で確認された場合の対応として、「新しく立ち上がった省内対策本部の状況」「検疫所での水際対策の状況」「自治体での病床や宿泊療養施設、検査体制、保健所体制の構築状況、物資の確保状況」の報告を指示し、各局での準備状況の報告を受けました。

また、国立感染症研究所と国立国際医療研究センター（来年4月に国立健康危機管理研究機構として統合予定）に対しても、現在の準備状況や今後の対応方針を共有するように指示し、それぞれから対応状況の報告を受けました。

令和 6 年度 感染症危機管理対応訓練②

11/29（金）開催 厚生労働省対策本部訓練



省内対策本部訓練で各部局、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターに指示を出す福岡厚生労働大臣



対策本部訓練に参加した福岡厚生労働大臣、鯉淵厚生労働副大臣、仁木厚生労働副大臣、安藤厚生労働大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官

2. 検疫について

検疫法に基づく主な措置の概要

検疫法上の位置づけ		実施可能な検疫法上の措置						備考
		質問等	診察 検査	隔離 停留	待機要 請／ 指示	健康監 視	消毒、 廃棄等	
検疫 感染症	・第2条第1号 感染症法の一類感染症	○	○	○	×	○	○	エボラ出血熱、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病
	・第2条第2号 感染症法の新型インフルエンザ等感染症	○	○	○	○	○	○	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
	・第2条第3号に基づき政令で指定 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なもの	○	○	×	×	○	○	チクングニア熱、ジカウイルス感染症、マラリア、デング熱、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1/H7N9)
・第34条に基づき政令で指定する感染症 外国に検疫感染症以外の感染症が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとき		○	具体的に適用する規定は、感染症毎に政令で指定					・現在は指定無し ・政令で定められる期間は1年間のみ (1年以内の延長は可能)
・新感染症		○	△	△	×	△	△	・検疫法第34条の2に基づき厚労大臣の指示に従い実施
・検疫法上、位置づけのないもの		○	× ※法律に基づかない任意の協力要請としては可能					

- ・隔離：感染症の患者を医療機関等に入院させて、感染症のまん延を防止するため、他者との物理的な遮断をすること。
- ・停留：感染したおそれのある者を医療機関や宿泊施設等に収容して、他者との交通を断つことで、感染症の伝播を防ぐこと。
- ・待機要請／指示：感染症の患者や感染したおそれのある者に対して、宿泊施設等から外出しないこと等の要請を行うこと。（指示は外出の要請に従わない者に対して行う。）
- ・健康監視：感染したおそれのある者に対して、入国後一定期間健康状態の確認を行うこと。健康状態に異状を生じた場合には、国内において検査等の必要な対応を行う。

空港における検疫対応

航空機到着後、検疫ブースで乗客からの自己申告やサーモグラフィによる発熱スクリーニング等により体調不良者の発見に努める。



有症者に対し、健康相談室において検疫所の医療職による診察、質問等を行う。



検疫感染症を疑う患者等を発見した場合には必要な検疫措置を行うとともに、自治体等とも連携し国内への感染症の侵入を防止する



出入国者に対して、海外での感染症の流行状況や対応などについて情報提供・注意喚起を実施している。



厚生労働省 検疫所 (検疫後の注意事項)

「エムボックス」

WHOより、検疫所では検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

コンゴ民主共和国 フルンダ ケニア ルワンダ
ツワンダ コンゴ共和国 中央アフリカ共和国

体調が悪い方は、検疫官に自己申告をお願いします。

エムボックスとはどのような施設ですか？

エムボックスは、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

エムボックスとはどのような施設ですか？

エムボックスは、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

エムボックスとはどのような施設ですか？

エムボックスは、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

中東呼吸器症候群 (MERS)

《注意》 MERSが発生している中東諸国で、患者やラクダと接触した方は、感染の可能性があるため、検疫所が最大14日間の健康監視(※)を行う場合があります。

※健康監視とは、検疫所(毎日)検疫官の健康状態を監視することです。

【症状】 発熱、呼吸器系症状、腎臓機能障害、脳炎、気管支炎、肺炎、敗血症、ショック、多臓器不全などがあります。

【感染経路】 検疫所では、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

【予防】 検疫所では、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

【治療】 検疫所では、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

【検査】 検疫所では、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

【検査】 検疫所では、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

熱帯、亜熱帯地域からお帰りの方へ

「デング熱」が流行しています！

渡航先で蚊に刺され心配な方、発熱等の症状のある方は、検疫官にご相談ください。

【症状】 発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛などが主な症状です。

【感染経路】 蚊に刺されることが主な感染経路です。

【予防】 蚊に刺されないようにすることが重要です。

【治療】 検疫所では、検疫官による検疫（検疫官による検疫）と、検疫官による検疫（検疫官による検疫）が行われます。

検疫所における感染症媒介動物への対策の概要

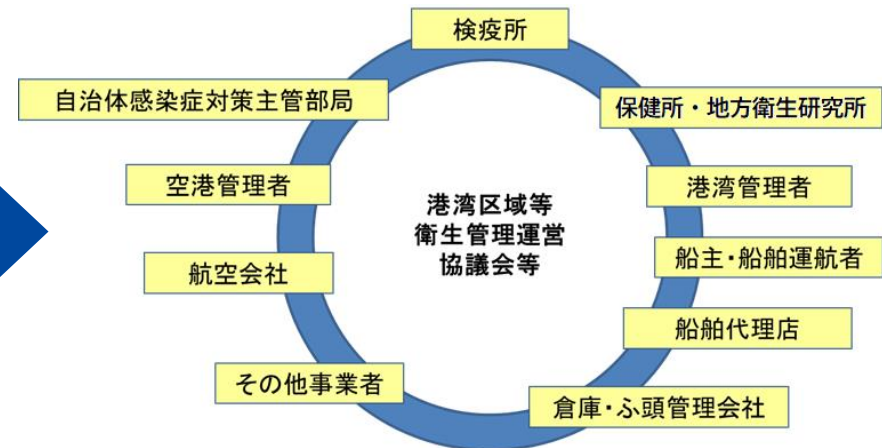
- 検疫所において、入国者等に対する検疫の他に検疫法第27条の規定に基づき、港湾・空港区域における衛生対策を実施している
- 港湾・空港区域において、感染症を媒介するねずみ族及び蚊族の生息状況調査、病原体の保有調査、駆除等の衛生措置を実施している

ねずみ族及び蚊族の生息調査及び病原体保有検査



病原体の発見
外来種の発見

関係機関等への注意喚起及び駆除等によるまん延防止の対策の実施



海外感染症情報（FORTH）サービスについて

- 海外渡航者向けに、世界各地の感染症情報を収集・分析し、渡航地や目的に応じた様々な情報提供を行っているサイト（For Travelers' Health）。
- 随時、WHOニュース(Disease Outbreak News)等を邦訳したものが掲載している。
- MERS等の検疫感染症の流行状況及び注意喚起だけでなく、狂犬病等の健康上問題となる 感染症に関する注意喚起や、黄熱の予防接種証明書要求国及び渡航者向け予防接種を実施している国内の医療機関の紹介等も行っている。

トップ画面

海外で健康に過ごすために

厚生労働省 検疫所 FORTH

海外渡航者向け | 医療関係者向け | 業者・企業等向け | 行政機関向け | 子ども向け

FORTH (フォース) へようこそ!!

海外の感染症の最新の流行状況や予防方法などの情報をお伝えしています。

年末年始に海外へ渡航される皆さまへ

海外で感染症にかからないようにするためにご注意ください。

お知らせ

- コンゴ民主共和国クワンゴ州において「原因不明の病気」が発生しています。（注意喚起）新たな情報が入れば、随時お知らせいたします。（リンク先WHO HP英文）
- （検察）コンゴ民主共和国の保健省は「重篤のマラリアだと判明した」と発表しました。マラリアについてはこちら
- ルワンダの保健当局は20日、マールブルグ病の発生が検出されたと発表しました。（リンク先WHO HP英文）
- エムボックスに係る注意喚起

更新情報（新着情報）

2024年12月20日 | マラリアーエチオピア連邦民主共和国 NEW

国・地域別の感染症情報

トップページ > 国・地域別情報

国・地域別情報

国・地域別に感染症の流行状況、予防方法、体調が悪くなった場合の対応などの情報を掲載しています。調べたい地域をクリックしてください。詳細情報がご覧いただけます。

渡航先はどちらですか？

渡航先をお選びください

ヨーロッパ地域 | 北米地域 | 中米・カリブ海地域 | 南米地域 | アジア地域 | 大洋州地域 | 中東地域 | アフリカ地域

調べたい地域をクリックしてください。

このページのトップへ戻る

検疫法 第二十七条の二

検疫所長は、外国に行こうとする者又は外国から来た者に対し、検疫感染症の外国における発生の状況及びその予防の方法についての情報の提供を行い、その周知を図らなければならない。

2 検疫所長は、前項に規定する情報の提供を適確に行うために検疫感染症に関する情報の収集、整理及び分析に努めなければならない。

都道府県等との連携

平時における医療機関との協定

- ・ 隔離（入院）先となる医療機関を確実に確保するため、平時から検疫所長が医療機関と協議し、隔離措置の実施のための病床確保に係る協定を締結することとする。
- ・ 上記の協定を締結しようとする際、検疫所長は、都道府県等に意見を聴取することとともに、医療機関と協定を締結した際には、当該医療機関の所在地の都道府県等に対してその旨を通知することとする。（検疫法第23条の4）

検疫における入院（隔離）先の医療機関の調整

- ・ 都道府県等及び検疫所のそれぞれの入院調整の円滑化を図るため、検疫所長が患者を入院（隔離）させる際の入院先の選定について、相互の緊密な連携の確保に努めるものとされている。（検疫法第23条の5）

検疫における医療機関との協定の進捗等

- ・ 検疫法第23条の4は令和6年4月1日に施行されており、「「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について」の発出について」（令和6年2月16日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課事務連絡）により、協定のひな形等を示している。
- ・ 令和6年10月時点において全国の検疫所で98医療機関と協定を締結しており、検疫所における協定の締結においては、引き続き連携いただきたい。

入国時感染症ゲノムサーベイランス

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る水際措置終了後の新たな取り組みとして、海外から流入が懸念される感染症の病原体の変異や動向を広く把握することを目的とし、令和5年5月8日から「入国時感染症ゲノムサーベイランス」を開始。
- ◆ 5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡）の検疫所において、**発熱等の症状のある入国者のうち調査に協力いただける方を対象に**、検体（鼻腔ぬぐい液）を採取。
- ◆ 採取した検体を活用し、
 - ① 民間検査会社にて、主な呼吸器感染症の網羅的PCR検査、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスのゲノム解析を、
 - ② 国立健康危機管理研究機構（※）にて、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの系統判定を実施。
- ◆ その残余検体は感染症臨床研究ネットワーク(iCROWN)に格納され、流行中の呼吸器ウイルスを把握するとともに、病原体分離株を蓄積し、呼吸器感染症の予防・診断・治療薬の開発等に利活用。
- ◆ 対象者のうち希望者については、抗原定性検査キットによる新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を実施。

※ 令和7年4月1日から国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合され、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security（JIHS））が設立。

検疫所

- ・ 事業に対しての同意取得
- ・ 検体採取（※1）

- ・ 発熱・咳等の有症状者のうち、調査に協力いただける方を対象に鼻腔ぬぐい液を採取。
- ・ 協力者の行動歴、症状等の確認。
- ※1 検体採取時に、希望者に対し、抗原定性検査キットによる新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの簡易検査を実施。

民間検査会社

- ・ 呼吸器感染症の網羅的PCR検査（※2）
- ・ 新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスのゲノム解析

- ※2 網羅的PCR検査（Multiplex RT-PCR）では、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス、RSウイルス等の計22種類の呼吸器感染症の病原体の遺伝子が検出可能。

国立健康危機管理研究機構

- ・ 新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの系統解析（※3）

- ※3 民間検査会社により決定されるゲノム配列情報を基に、系統判定を実施。

新石垣空港の検疫飛行場への指定

検疫港、検疫飛行場

- 検疫法施行令別表第一において検疫港及び検疫飛行場を指定している。
- 令和7年4月1日から新石垣空港（沖縄県）を新たに指定され、検疫港は89か所、検疫飛行場は32か所となる。

北海道	小樽港、石狩湾港、稚内港、留萌港、紋別港、網走港、花咲港、釧路港、苫小牧港、室蘭港、函館港、新千歳空港、旭川空港、函館空港
青森県	青森港、八戸港、青森空港
岩手県	宮古港、釜石港、大船渡港、花巻空港
宮城県	気仙沼港、石巻港、仙台塩釜港、仙台空港
秋田県	秋田船川港、秋田空港
山形県	酒田港
福島県	小名浜港、福島空港
茨城県	日立港、鹿島港、百里飛行場
千葉県	木更津港、千葉港、成田国際空港
東京都	二見港、東京国際空港
東京都 神奈川県	京浜港
神奈川県	横須賀港、三崎港
新潟県	直江津港、新潟港、新潟空港
富山県	伏木富山港、富山空港
石川県	金沢港、七尾港、小松飛行場
福井県	内浦港、敦賀港

静岡県	清水港、焼津港、静岡空港
愛知県	福江港、三河港、衣浦港、名古屋港、中部国際空港
三重県	四日市港、尾鷲港
京都府	舞鶴港
和歌山県	勝浦港、和歌山下津港
大阪府	阪南港、関西国際空港
大阪府/兵庫県	阪神港
岡山県	水島港、岡山空港
鳥取県 島根県	境港
島根県	浜田港
鳥取県	美保飛行場
広島県	福山港、呉港、広島港、広島空港
山口県	岩国港、徳山下松港、宇部港
徳島県	徳島小松島港
香川県	坂出港、高松空港
愛媛県	松山港、新居浜港、三島川之江港、松山空港
高知県	高知港

山口県 福岡県	関門港
福岡県	博多港、三池港、福岡空港、北九州空港
佐賀県	唐津港、佐賀空港
佐賀県 長崎県	伊万里港
長崎県	佐世保港、長崎港、比田勝港、厳原港、長崎空港
大分県	大分港、佐賀関港、佐伯港、大分空港
熊本県	水俣港、八代港、三角港、熊本空港
宮崎県	細島港、宮崎空港
鹿児島県	志布志港、鹿児島港、喜入港、串木野港、鹿児島空港
沖縄県	金武中城港、那覇港、平良港、石垣港、那覇空港、 新石垣空港